

分野別情報

第26回肥料・飼料等専門調査会議事概要

■第26回肥料・飼料等専門調査会■

日時:平成20年4月16日(水) 14:00~15:20

場所:食品安全委員会 中会議室

議事概要:

1)飼料添加物「タウリン」

・審議の結果、一部修正の上、「タウリンが飼料添加物として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

2)ポジティブリスト制度における対象外物質の評価について(案)

・審議の結果、「ポジティブリスト制度における対象外物質の評価について(案)」が了承され、今後、対象外物質についてはこれに基づき審議することとなった。

3)対象外物質「アスコルビン酸」及び飼料添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」

・対象外物質「アスコルビン酸」については、審議の結果、一部修正の上、「L-アスコルビン酸が動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、動物に残留したL-アスコルビン酸及びその代謝物が食品を介して、ヒトの健康を損なうおそれがないと考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

・飼料添加物「L-アスコルビン酸ナトリウム」については、対象外物質「アスコルビン酸」の審議結果をふまえて審議した結果、一部修正の上、「L-アスコルビン酸ナトリウムが飼料添加物として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を食品安全委員会に報告することとなった。

<参考>

1)魚類等において必須の栄養成分で、飼料中の栄養成分の補給を目的として使用されます。

3)

・アスコルビン酸(L-アスコルビン酸)

ビタミンCで、アスコルビン酸及びその塩類は、飼料添加物としては飼料の栄養成分の補給、動物用医薬品としてはビタミンC欠乏症の予防を目的に使用されています。ポジティブリスト制度導入に伴う人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(対象外物質)に定められています。

・L-アスコルビン酸ナトリウム

ビタミンCで、飼料の栄養成分の補給を目的として使用されます。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

[プライバシーポリシー](#)